

岡山県公報		発行 岡山県	
			
目次		担当課（室）	
○ 港湾施設における制限区域の設定等の一部改正 【告示】 ○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退 ○ 国民健康保険組合の規約の変更の届出 ○ 保安林の指定予定 ○ 道路の区域変更 ○ 道路の供用開始 ○ 港湾施設における制限区域の変更 【公告】 ○ 基本測量の実施 ○ 都市計画の変更の図書の写しの縦覧 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了		港湾課 健康推進課 長寿社会課 治山課 道路整備課 〃 港湾課 監理課 都市計画課 建築指導課	
			目次
			担当課（室）

◎岡山県告示第二百二十九号

平成十六年岡山県告示第四百十七号（港湾施設における制限区域の設定等）の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一の水島港の項中「一八五度五五分二二・〇六メートル」を「一八〇度三五八・五二メートル」に、「二七六度二五分七三・六二メートル」を「二七〇度九五・〇九メートル」に改める。

附 則

この告示は、平成二十七年四月三十日から施行する。

◎岡山県告示第二百三十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

平成二十七年四月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を辞退した医療機関 名 称	所 在 地	辞退年月日
有限会社イシマル薬局	井原市井原町二九一―一	平成二十七年二月十八日
ロマン薬局	小田郡矢掛町矢掛二五五八―七	平成二十七年三月三十一日
トマト薬局倉敷中央店	倉敷市中央二一八―三	平成二十七年五月一日

◎岡山県告示第二百三十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第二十七条第四項の規定により、国民健康保険組合から次のとおり規約を変更する旨の届出があった。

平成二十七年四月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 組合の名称

中四国薬剤師国民健康保険組合

二 変更事項

事務所の所在地

変更前 岡山県岡山市北区表町一丁目一番二八号

変更後 岡山県岡山市北区下石井一丁目一番三号

三 変更年月日

平成二十七年五月十八日

◎岡山県告示第二百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

平成二十七年四月二十四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

高梁市備中町志藤用瀬字用瀬八四六、八四七、字用瀬中組ミ八五六、八五七、八七三の一、八七六、字山根八七七、八九〇の一、字大柿木ノ上ミ八八九の一、字用瀬上組ミ八九二、八九九の一

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第二百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 黒忠明治線
- 三 道路の区域

区 域		新旧別	幅員（メートル）	延長（メートル）
井原市美星町明治字野田ノ脇二二九五番 三地先から	井原市美星町明治字精谷上川東二四九〇番 一地先まで	新	一一・〇〇 四三・〇〇	一〇八八・〇〇
井原市美星町明治字野田ノ脇二二九五番 三地先から	井原市美星町明治字精谷上川東二四九〇番 一地先まで	旧	六・〇〇 二〇・〇〇	一〇八八・〇〇

◎岡山県告示第二百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十七年四月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

道路の種類	県道	
路線名	黒忠明治線	
区間	井原市美星町明治字野田ノ脇二二九五番三地 先から 井原市美星町明治字精谷上川東二四九〇番一 地先まで	
供用開始年月日	平成二十七年四月二十四日	

◎岡山県告示第二百三十五号

平成十六年岡山県告示第四百十七号（港湾施設における制限区域の設定等）で定められた制限区域のうち、水島港西埠頭一号岸壁、西埠頭二号岸壁及びこれらに接する港湾施設の所在する区域に係る制限区域を変更する。

なお、制限区域の範囲を示す図面は、岡山県土木部港湾課及び岡山県備中県民局水島港湾事務所において縦覧に供する。

平成二十七年四月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

附 則

この告示は、平成二十七年四月三十日から施行する。

〔二五九〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつた。

平成二十七年四月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測 量 区 域	測 量 の 種 類	測 量 期 間
岡山市、井原市、 高梁市、新見市、 備前市、瀬戸内市、 赤磐市、和気郡和 気町	基本測量（空中写真撮影・オ ルソ作成）	平成二十七年四月二十七日か ら平成二十八年三月三十一日 まで

〔一六〇〕都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により高梁市から高梁都市計画道路についての都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により当該写しを次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年四月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 都市計画の種類

高梁都市計画道路

二 都市計画の変更新年月日

平成二十七年三月三十一日

三 縦覧場所

岡山県土木部都市局都市計画課

なお、原本は、高梁市役所産業経済部まちづくり課において縦覧に供する。

〔二六一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十七年四月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市刑部字川田三丁五

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市北区高松原古才六〇五一ガルテン二六C棟一〇二号

前田 敬蔵

三 許可番号

岡山県指令建指第二一三号